

平成 27 年 9 月 11 日
子ども・子育て会議決定
平成 28 年 1 月 18 日
こども家庭部こども施策企画課
(一部改正提案)

会議の進め方について

1 意見の集約について

会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(練馬区子ども・子育て会議条例第6条第3項)

ただし、賛否を決する必要のない場合については、各委員の意見を尊重して、意見を併記する等の方向についても検討することとする。

2 会議の公開について

会議は、公開とする。

ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。(練馬区子ども・子育て会議条例第9条)

3 会議の傍聴について

傍聴を認める。

ただし、部屋の規模に合わせ、定員を設定し、先着により傍聴を認めることとする。

傍聴者には、原則として会議資料を提供する。

会長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持を図るものとし、傍聴者につぎに掲げる事項を守らせ、静穏に傍聴してもらうよう努めるものとする。

- (1) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食および喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (7) 前各項に掲げるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと。

4 議事録の作成、公開について

議事の要旨を議事録としてまとめ、公開する。

発言者については、会長、副会長、委員という表記にする。

要旨については、公開前に各委員に確認をいただき、その後、ホームページ、窓口等で公開する。

5 委員名簿の公開

委員名簿は公開とする。公開内容は、別紙のとおりとする。

6 保育室の設置

委員の会議への参加の利便を図るため、保育室を設置する。

7 委員の代理出席

委員の代理出席は認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員の属する団体の代表者からの届出により、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める参考人として、代理者相当の者（以下「代理人」という。）の出席を認める。なお、この場合の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 代理人は、会議に出席し、発言することができる。ただし、代理人は議事に加わることはできない。

(2) 代理人の出席の場合は、議事録の冒頭部分において、参考人の出席である旨を記載し、本文中も発言者は参考人と表記する。議事要旨については、公開前に各委員（代理人の出席の場合は代理人）に確認をいただき、その後、ホームページ、窓口等で公開する。

(3) 代理出席を行う場合は、事務局の指定する期日までに、当該委員が所属する団体の代表が代理人を都度指定し、あらかじめ代理人の氏名等を事務局あてに届けるものとする。

(4) 本項による代理人の出席の場合は、練馬区子ども・子育て会議条例第8条に定める会議の承認があらかじめあったものとみなし、会議での都度の議決等は省略する。

8 その他

その他会議の議事進行に必要な事項は、会長がこれを定める。